

障がい者雇用水増し問題の再発防止策の徹底及び障がい者の労働環境整備を求める意見書

共生社会の実現に向けて、障がい者の雇用機会を広げ、障がいのある人でも個々の能力や適性に応じて働き、地域で自立できる社会を築くことを目的に、雇用が促進されてきた中で、いわゆる水増し雇用が明らかとなった。

政府は、国の行政機関の8割に当たる28機関で、平成29年6月1日現在、障がい者に該当する職員として雇用していた計約6,900人のうち、国のガイドラインに反して約3,400人を障がい者として誤って算入していたとの調査結果を公表した。これにより、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく平成29年度の法定雇用率は2.3%と義務付けられていたが、それを下回る1.18%に過ぎないことが判明した。誰もが社会参加できる共生社会を目指す法の趣旨に照らしてあってはならないことである。

政府は、国の行政機関の障がい者雇用水増し問題について、第三者の検証委員会の報告書を公表するとともに、公務部門における障がい者の雇用確保策や再発防止策の基本方針をまとめた。

については、国におかれては、障がい者団体などからも意見を聴取することにより、障がい者の安定した雇用を目指し、共生社会の実現に向けて、次の事項について取組を進められるよう強く求める。

- 1 障がい者の無期雇用の推進、適切な労働時間の設定、必要な施設・設備の設置、援助者の配置等の労働環境の整備を行うこと。
- 2 国家公務員の採用について、障がい者を対象とした統一の筆記試験の実施により、速やかに対応すること。
- 3 各省庁等や地方自治体へのガイドラインの周知徹底、雇用状況の定期的な把握・確認体制の構築、第三者機関による監督・チェック体制の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
人事院総裁	一	宮	な	ほみ	殿

京都府議会議長 村 田 正 治